

知っていますか -②-

動物の飼養及び保管等に関する基準 (第7条、第41条)

ペットや学校などで飼われている家庭動物、動物園やペットショップで展示・販売されている展示動物、畜産の目的で飼養される産業動物、科学上の目的のために飼養される実験動物のうち、哺乳類、鳥類、爬虫類について、健康と安全を確保するとともに人への危害や迷惑を防止するための飼養及び保管等に関する基準を定めています。

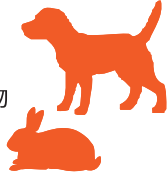
また、実験動物については苦痛の軽減についても定めています。

詳しくは⇒



家庭動物

家庭や学校などで飼われている動物 (ペット、学校飼育動物、福祉施設の動物など)



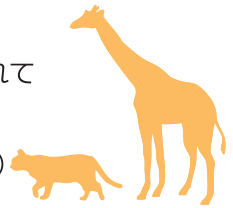
●主な内容

- ・飼う前に生態や習性に関する知識の習得に努めること。
- ・家庭動物等の飼養数は、適正な管理が可能な範囲内とするよう努めること。
- ・さく等で囲まれた自己の所有地など以外で犬の放し飼いを行わないこと。
- ・犬をけい留する場合には道路に接しないよう、健康の保持に必要な運動量を確保すること。
- ・犬を道路等屋外で運動させる場合には、犬を制御できる者が原則として引き運動により行うこと。
- ・猫の所有者等は室内飼いができない場合には、不妊去勢手術など繁殖制限の措置を講じること。
- ・飼い主のいない猫を管理する場合には不妊去勢手術をして、周辺地域の住民の十分な理解の下に、給餌及び給水、排せつ物の適正な処理等を行うよう努めること。 など

(家庭動物等の飼養及び保管に関する基準)

展示動物

展示やふれあいのために飼われている動物 (ペットショップ、ブリーダー、動物園、動物プロダクションなど)



●主な内容

- ・展示動物に必要な運動、休息及び睡眠の確保、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。
- ・疾病にかかった場合等は獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。
- ・展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間で輸送し、必要に応じて休憩時間を確保すること。
- ・動物に演芸をさせる場合、みだりに殴打し酷使すること等は虐待となるおそれがあることを十分認識すること。
- ・観覧者に対して、動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないように徹底すること。
- ・動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのあるような撮影が行われないようにすること。 など

(展示動物の飼養及び保管に関する基準)

産業(畜産)動物

牛や豚や鶏など産業利用のために飼われている動物



●主な内容

- ・動物の生理、生態、習性を理解し、健康管理、環境確保、衛生管理及び安全を守ること。
- ・動物による人の生命、身体、財産に対する侵害、生活環境の汚染を防止すること。 など

(産業動物の飼養及び保管に関する基準)



実験動物

科学上の目的のために研究施設などで飼われている動物



●主な内容

- ・動物の健康管理と安全の保持、環境の確保に努めること。
- ・動物による人の生命、身体、財産に対する侵害、生活環境の汚染を防止すること。
- ・3Rの原則に従うこと。 など

(実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準)

3Rの原則とは・・・国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化のこと。

- ①代替法の活用(Replacement) ②使用数の削減(Reduction) ③苦痛の軽減(Refinement)

知っていますか -③-

特定動物の飼養規制 (第26条～第33条)

人の生命・身体等に危害を加えるおそれのある動物(特定動物)を飼うには都道府県知事等の許可が必要となり、飼養施設の構造や保管方法についての基準を守らなくてはなりません。

■対象となる動物

トラ、クマ、ゾウ、キリン、オオカミ、ニホンザル、サーバルキャット、コンドル、イヌワシ、マムシ、ニシキヘビ、ワニ、ワニガメなど
約650種の哺乳類・鳥類・爬虫類

特定動物
詳しくは



■飼い主の遵守事項

- ・動物種ごとに基準を満たした施設があること
- ・施設の強度を確保すること ・ 標識を掲示すること
- ・施設の中だけで飼養し、第三者の接触を防止すること
- ・マイクロチップ等による個体識別措置を行うこと
- ・災害時などで飼うことが難しくなった場合に備えておくこと など

本当に飼えますか？

強力な爪牙や強い毒性、高い運動能力を持つ種類のほか、成長により大型化したり、非常に寿命の長い種類もあります。その命を終えるまで適切に飼い続けられるか、災害時のことなども十分に考慮したうえで飼養の判断が必要です。



キングコブラ



ソウゲンワシ



ワニガメ